

平成 28 年度秋の叙勲(神奈川新聞 11/3 朝刊)

◇瑞宝双光章◇ (40人)		中里町	
秋吉 静子 66	元横須賀共済病院看護部長 横須賀市ハイランド	宮崎 一雄 86	元相模原市収入役 相模原市中央区淵野辺本町
安孫子律夫 79	元労働省労働基準局補償課職業病認定対策室長 逗子市小坪	與那覇榮長 74	保護司 川崎市麻生区岡上
		◇瑞宝単光章◇ (54人)	

保護司とは： (ネットより)

犯罪を行った者の改善更生の援助、犯罪予防のための世論の啓発などを使命とする非常勤の国家公務員。社会的信望、職務に対する熱意・時間的余裕があることなどを条件に、法務大臣が委嘱する。任期は 2 年、再任も可能であるが、給与は支給されない。定員は 5 万 2500 人で、地域の状況に応じて全国に配置されている。保護観察官に協力して保護観察中の犯罪者・非行少年と適当な接触を保ち、その行状を観察して指導・助言・必要な援助を与え、また、仮釈放予定者の環境の調査・調整を行う。


叙勲・Wikipedia

叙勲(じょくん)とは、勲位(勲等)・勲章を授けること。

勲位は、本来は武人など勲功を挙げた者に対して授与された。日本の律令法(官位令)では、一等から十二等まで区分され、勲一等は位階正三位、勲十二等は従八位下に相当するとされた。大宝律令制定とともに始まったこの制度は、藤原仲麻呂の乱(恵美押勝の乱)で孝謙上皇側が自派の将兵に勲位を濫授したことで知られている。藤原純友の乱(承平天慶の乱)以後ほとんど行われなくなり、神社が帯びる程度となった。

近代日本の叙勲制度は 1875 年の「勲章従軍記章制定ノ件」(太政官布告第 54 号)公布によって開始され、その際に勲位は勲等と改められた。当初は勲八等までで賞牌が授けられることとなっていたが、翌年に二等分増やされて十等となり賞牌も勲章に変更された。また、当初は武官のみを対象としていたが、1883 年には文官、1892 年には教育・社会分野と拡大され、広く国家に功績ある人物に対して贈られるようになった。第二次世界大戦後の 1946 年に生存者に対する叙勲は中止されたが、1963 年に生存者叙勲が復活して翌年より春と秋に叙勲が行われるようになった。2003 年には勲等の数字表記が廃止されて、勲章の格付概念としてのみ残されるようになった。

平成 23 年度春の叙勲については 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被害を考慮し、外国人叙勲、同褒章、第 16 回危険業務従事者叙勲とともに発令の延期を 2011 年 3 月 24 日に発表した。制度制定以来初のこととなる^[1]。6 月 18 日付けで発令され、4064 名が受章した。

表・話・編・歴		日本の勲章	[隠す]	
大勲位菊花章	大勲位菊花章頸飾 - 大勲位菊花大綬章			
桐花章	桐花大綬章(勲一等旭日桐花大綬章)			
旭日章	旭日大綬章(勲一等旭日大綬章) - 旭日重光章 - 旭日中綬章 - 旭日小綬章 - 旭日双光章 - 旭日単光章			
瑞宝章	瑞宝大綬章(勲一等瑞宝章) - 瑞宝重光章 - 瑞宝中綬章 - 瑞宝小綬章 - 瑞宝双光章 - 瑞宝単光章			
宝冠章	宝冠大綬章 - 宝冠牡丹章 - 宝冠白蝶章 - 宝冠藤花章 - 宝冠杏葉章 - 宝冠波光章			
文化勲章	文化勲章受章者の一覧			
廃止された勲章	金鷄勲章			
受章者のカテゴリ	大勲位菊花章頸飾受章者 - 大勲位菊花大綬章受章者 - 桐花大綬章受章者 (勲一等旭日桐花大綬章受章者) - 旭日章受章者 - 瑞宝章受章者 - 宝冠章受章者 - 文化勲章受章者 - 金鷄勲章受章者			
関連項目: 日本の栄典 - 位階 - 勲等 - 褒章 - 賞杯 - 危険業務従事者叙勲				